

戦時期における高島炭鉱の実態を考察する

長谷 亮介（麗澤大学国際問題研究センター客員准教授）

1、はじめに

本稿では高島炭鉱に関する研究を行う。8県11市にまたがる「明治日本の産業革命遺産」がユネスコの世界遺産に登録されて約10年の歳月が経つ。人類の発展と平和を象徴すると言っても過言ではない同遺産群であるが、一部には特定の施設を名指しして批判を浴びせる勢力が存在する。特に、「軍艦島」の異名を持つ端島炭坑を朝鮮人の強制連行と強制労働の現場であったとして、「負の歴史」も明記せよと主張する人々が、日本の中にも確認できる。

しかし、このような主張は学術的な根拠がなく、戦後に調査された韓国人証言が基となっている。その証言も、後年の検証によって辻褄が合わないことが如実に現れ、韓国国内でも強制連行と強制労働は事実ではない、と主張する人々が増加している。

このような状況の中でも、韓国の財団や日本の市民団体などが共同で、端島炭坑を含めた高島炭鉱を「人権侵害」の炭鉱であったと唱え、日本の誇りや元島民の人々の名誉を傷つけている。本稿では、近年における韓国側の主張を改めて整理し、何を根拠にして高島炭鉱を批判しているかを分析する。そのうえで、これまで先行研究ではあまり取り上げられてこなかった資料を用いて、客観的に戦時期における高島炭鉱の実態を考察したい。

2、高島炭鉱に関する概略

2-1 戦前から終戦にかけての高島炭鉱

本節では、考察対象となる戦前期から終戦までにおける高島炭鉱の歴史を簡単に整理する。高島炭鉱は1874年に官営に変更され、1881年に三菱が所有することとなる。1893年には三菱合資会社を設立し、高島と端島をまとめて高島炭業所として管理した。1894年には商法に基づき、組織を変更し、長崎支店の下に置いて運営した。高島炭鉱は優れた歴青炭れきせいたんが産出される場所であり、高島、二子島、中ノ島、端島などの炭坑を稼働させた。この中で戦時期（1939年から1945年）に朝鮮人が労務動員された場所は、二子坑と端島坑とされている。二子坑は1907年に二子島で採掘を開始し、1913年に操業を始めた。高島と二子は別々の島であったが、埋め立て工事を通じて1920年には一つの島となった。

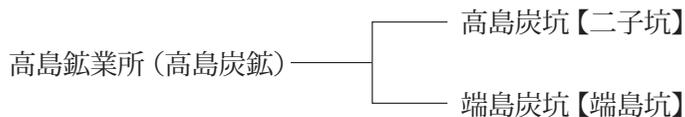
1931年には鉄製炭車の使用など機械化が進められ、1937年に日中戦争が勃発すると、石炭の増産要求が高まり、1940年には日本の石炭業界で最大の出炭量（5,630万トン）を

記録した。その後も増産は続けられたが、1944年には高島が32万9千トン、端島が24万3千トンをピークに減少に転じた。

1944年からは米軍の本土空襲や艦載機による空襲が始まり、高島炭鉱も被害を受けた。1945年7月31日の米軍機による空襲で、高島の二子坑外施設である発電所が破壊され、17人の死者を出した。これにより発電が停止し、操業はもちろん排水も不可能となった。二子発電所の復旧作業には、近隣の三菱重工業（株）長崎造船所や三菱電機長崎製作所の協力を得て、8月19日に一部の発電所設備が復旧した。施設の一部が復旧したことで、二子坑と端島坑の水没は何とか免れたが、高島新坑は水没して閉鉱となり、終戦を迎える。

韓国側の主張によると、高島炭鉱は1937年10月に朝鮮人鉱夫が230人であったが、1939年には端島坑に300人、高島の二子坑に250人の増員を求め、1940年には500人、1941年に785人を求め、日本政府から計1835人の動員の承認を受けた。その結果、1941年6月には高島炭鉱には608人の朝鮮人が、1942年3月までに925人、同年6月までに1110人の朝鮮人が強制連行されたと主張している^{註1}。

以降は語句の意味を以下のように定義する。



2-2 韓国側からの高島炭鉱批判（2019年）

本節から韓国側による高島炭鉱批判の内容を整理していく。最初に用いるのは、日帝強制動員被害者支援財団が2019年に出版した『高島炭鉱での朝鮮人強制動員の実態』（以後、『高島動員の実態』）から分析する。なお、同書は2023年に日本語版が作成された。

注目したい個所は、11頁という最初の段階で、高島炭鉱は「圧制の山」、「生きて帰れぬ地獄島」という悪名でも知られたと、断言して紹介している点である。調べてみると、この根拠は竹内康人『調査・朝鮮人強制労働①炭鉱編』（社会評論社、2013年）であると説明している。

竹内は石炭統制会の「主要炭鉱朝鮮人労務者就業状況調」（1944年1月分）に記載されていた高島炭鉱のデータに注目している。彼は朝鮮人の死傷病率が16%の高率であることと逃亡者が0人となっていることから、これは「高島炭鉱の圧政と監視を物語るものである」^{註2}と主張している。

しかし、竹内のこの指摘は妥当ではない。該当の石炭統制会資料は長澤秀編『戦時下朝鮮人中国人連合軍俘虜強制連行資料集Ⅰ』（緑蔭書房、1992年）74頁に掲載されているので、確認することができる。まず、竹内は死傷病率16%が「高率」と言っているが、この数値は彼が独自に導き出したものであることが、筆者の調査で明らかとなった。「主要炭鉱朝鮮人労務者就業状況調」が記している本来の項目と数値は、「業務上死傷病者率 1.7%」と「業務外死傷病者率 12.7%」である。竹内は業務上死傷病者55人と業務外死傷病者186人を合算して、従業員数1503人で割った数値16%をあたかも業務上における死傷病率であるかのように説明したのである。このやり方は正確性を欠くと言わざるを得ない。

同史料を見ると、業務上死傷病率の全国平均は1.9%、業務外死傷病率の全国平均は

8.8%であった。つまり、高島炭鉱は業務上における死傷病率は全国平均よりも低かったのである。ここから、竹内の「高率」という主張は的外れであることがわかる。

高島炭鉱では業務外の死傷病率は全国平均よりも高い数値であるが、筆者はこれだけでは「圧制の島」であったことの証明にはならないと考える。理由としては、高島も端島も人口密度が高く、病気の感染が他地域よりも早かったのではないかと考えられるからである。石炭統制会の史料では病人も含まれているので、筆者の推測が正しければ、高島炭鉱に住む人々は風邪などに罹る人たちが多かった結果が、12.7%という数値に現れたのではないかと考えている。

また、1944年1月に高島炭鉱から逃走者が0人であったことが圧制と監視を物語る証拠にはならない。高島炭鉱での暮らしに満足していたから逃走しなかったという考え方もできるし、高島炭鉱以外でも逃走者が出なかった現場が多く存在する。同史料では179か所の炭鉱が記されているが、朝鮮人が逃走していないところは、高島炭鉱を含めて49か所確認できる。高島以外の48の炭鉱も「地獄島」だというのだろうか。以上の点から、竹内の主張は根拠が薄弱であり、高島炭鉱が圧政と監視の島であったという証明の体を成していない。

しかし、『高島動員の实態』は別の観点からも、高島炭鉱は「圧制の山」、「生きて帰れぬ地獄島」であったと主張している。それは、1880年代後半に起こった、高島炭坑坑夫虐待事件である。同事件に関しては後述するが、韓国側は明治時代に起こった坑夫の虐待事件を取りあげて、高島炭鉱は1800年代の開発の初期から坑夫たちが忌避した場所であり、大きな労働争議も発生し、「坑夫の惨状」が伝えられるなど、悪名高い場所であったと主張しているのである。註で1888年の『日本人』に掲載された「高島炭坑々夫ノ惨状ヲ述ベテ世ノ志士、仁人ニ告グ」を紹介^{註3}して、高島炭鉱は1910年代後半には朝鮮からも労働者を募集し、日本内外で欺罔や誘拐同様の方法で坑夫を連れてきた人権侵害の場であったと主張し、論理を飛躍させている^{註4}。

韓国側がここまで断言する根拠は、日本の納屋制度である。納屋制度とは、明治期の炭鉱で採用された雇用制度である。特徴としては、事業主である会社が納屋頭という者を雇入れ、その者が実際に炭鉱で働く坑夫を募集したりして雇うのである。納屋頭は中間管理職とも言え、坑夫たちの日常生活全般は勿論、賃金分配や購入にも関わり、大きな存在であった。前借金の貸し付けや坑夫の取り締まりも行っており、納屋頭と坑夫は親分・子分の強い関係で結ばれていた。しかし、納屋頭の管理は厳しく、坑夫の体調が悪くても暴力的に坑内に送り込んだとも言われている。その暴力性が顕現した事件が、高島炭坑坑夫虐待事件であった。

『高島動員の实態』は、高島炭鉱では1897年に納屋制度を廃止して納屋は炭鉱の直轄となったが、納屋頭が世話役として存続することもあったと指摘する。1908年に日本鉱山局が編集した「鉱夫待遇事例」を紹介して、納屋頭が炭鉱において絶対的な存在として坑夫を支配していたことがわかると言及し、朝鮮人の戦時動員期には納屋制度は改編されて、朝鮮人の寮長が納屋頭のような存在だったと断言する。労務係は朝鮮人を逃亡させないために殴打や恫喝で脅し、監視した。朝鮮人労働者たちの証言では、收容された寮では労働者の賃金から送金する分を抜き、鉱夫たちから食事代も多く取り立てたという。そのため、労働者たちは仕事をすればするほど借金が増えたという。朝鮮人労働者は労

働、賃金に至る全ての過程を管理、監視されており、納屋制度は形態を変えて朝鮮人を監視する制度になっていたというのが、韓国側の主張である^{註6}。

ただし、この主張は納屋制度の歴史的な性格と戦後の韓国人や日本人の証言に基づいているだけで、明確な証拠があるわけではない。それどころか、韓国側の主張を真っ向から否定する証言も存在する。『高島動員の実態』では、江頭宏（高島鉱業所総務課長代理）や土居一夫（高島坑内現場監督）の証言を紹介しているが、朝鮮人が抑圧されていたことは話していない。それどころか、江頭は日本人従業員をはじめ、島の住民と朝鮮人たちは幼い時から慣れ親しんでいたもので、戦時動員で来た朝鮮人たちとも仲良く暮らしていたと話している。同書では、江頭と戦後の韓国人証言の内容に「温度差を感じる」と述べている^{註7}。土居も江頭の口述を裏付けるように、戦時中の朝鮮人はよく働き、待遇面でも日本人と差別していなかった、と話したという。

日帝強制動員被害者支援財団は高島炭鉱で働いていた日本人2名を新たに見つけ出し、2019年10月17日にインタビューした。川幸太郎（1935年生）は高島炭鉱の地盤は崩れやすく、坑道は3か月後に上下、両横から圧力が加わり、道が狭くなると証言した。川の「下に掘れば、水も出てくる」という証言を受けて、『高島動員の実態』は「高島炭鉱は下部から出水があり、危険だったことがわかる」と記している。

しかし、この出水に関する韓国側の意見には疑問がある。当時の高島炭鉱へ実習に行った者の報告書の中に、出水に関する意見があるのだ。東京大学に保管されている田邊富士雄の「高島炭礦二子坑実習」(1934年)の120頁では、高島の二子坑は海底炭鉱であるにもかかわらず、坑内水は比較的少ない。坑内は地質構造的に既知であるため、出水に対する恐れは皆無と言っても過言ではない、と断言している。また、伊藤讓輔の「高島礦業所端島坑実習報告」(1942年)34頁でも、端島坑は出水量が極めて少ないが、その割にポンプ台数は多く、頼もしいと記載している。実習報告書には、炭鉱側の不備を遠慮なく指摘して批判する文章もあるので、出水の危険性を隠すために記述したという反論はできない。出水に関しては、韓国側の誇張表現である可能性がある。

日帝強制動員被害者支援財団が探し出したもう一人の証言者である小野一雄（1938年生）は、高島炭鉱は他の炭鉱と比べて重圧が強く、「出かけるのは本当に危険だ」と述べたという。これらの点を挙げて、『高島動員の実態』は「高島炭鉱が他の炭鉱よりも労働環境が劣悪で、危険な場所であったことが示されている」と強調した^{註8}。

では、具体的に何が危険であったのか。『高島動員の実態』は1939年7月以前の高島炭鉱で死亡した朝鮮人の死因として、落盤やガス爆発による死者が多いと指摘する。1939年以降の死亡原因としては、窒息死と病死が最も多く、特に肺と関連した疾病が死亡原因の上位を占めており、石炭の粉塵を吸引して肺に影響を与えたものと判断される、と指摘している^{註9}。

韓国による戦後の調査で、10代の朝鮮人労働者の死亡が15人確認され、これらの労働者たちは他の年齢の労働者よりも坑内労働に未熟であり、事故に遭うことも多かったとみられる^{註10}、と指摘している。しかし、これに関してはどのような事故であったのか詳細な情報が記載されていないため、判然としない。

韓国側の主張全てに疑いを持つわけではないが、『高島動員の実態』の高島炭鉱に関する証言で共通するものは「落盤事故」、「狭い坑道」、「寝転んで採炭する作業」であり、証

言から高島炭鉱が危険な作業場であったことがわかる^{註11}、と説明している。しかし、狭い坑道や寝転んで作業という点に関しては、産業遺産国民会議が証言や当時の炭鉱状況の検証を行っており、これら二つは早い段階で事実無根であることが判明している^{註12}。こうした点を踏まえると、韓国側の主張は十分な検証が必要であると言わざるを得ない。

2-3 韓国側からの高島炭鉱批判 (2021年)

次に、同じく日帝強制動員被害者支援財団が2021年に出版した『日本の近代産業施設 朝鮮人強制動員被害の実態』(以後、『被害の実態』)を調べていきたい。

『被害の実態』では納屋制度を前面に押し出して、高島炭鉱は日本の炭鉱業史において納屋制度で有名な炭鉱であると解説している。同書の解説によると、納屋制度は飯場制度と並ぶ日本の鉱山業界における労務管理制度であり、主に石炭鉱山では納屋制度を、金属鉱山では飯場制度を適用した。根本的な違いはないが、納屋制度では、納屋頭(飯場頭)が坑夫の募集や生活管理、採掘および採炭の作業請負、賃金の一括管理を担当した点に特徴があるとしている。この過程で、納屋頭と企業主は高い利益を得るために各段階で搾取を繰り返した。納屋制度は、炭鉱資本—納屋頭(中間管理者、作業長)—鉱夫という三層的な雇用関係および搾取構造を有していた。したがって、各納屋に所属する坑夫に対して納屋頭は絶対的な関係を持っており、坑夫に対して「絶対服従」の関係を強制し、賃金の搾取はもちろん、逃亡者を厳しく取り締まるなどの弊害があったと指摘している。

そして、ここでも高島炭坑坑夫虐待事件を紹介するのだが、2019年と異なり、本文で1888年に松岡好一が記した「高島炭鉱の惨状」を詳細に紹介している。『被害の実態』は1897年7月に高島炭鉱は公式に納屋制度を廃止したが、実際には1930年代まで坑夫たちを締め付ける制度として残り続けたと考察している。例として福岡県の貝島炭鉱を挙げ、1938年に合宿所の主を納屋頭や飯場頭に代替するなど、炭鉱や鉱山では依然として中間支配者による管理体制が続いていたと強調する。

また、別項目で端島を設けて取りあげており、端島も高島と同様、過酷な納屋制度が適用され、炭夫たちの反発も避けられなかったと説明している。開発初期から労働環境が劣悪であることで悪名高く、日本社会では「監獄島」と呼ばれ、坑夫の募集に苦しんだ。当時の資料には「端島のような周囲に人影もない孤島、炭鉱がすべてである島の荒涼たる風景のため、炭夫の雇用や移動防止に特に苦心する状況。募集人数は1ヶ月に100人を超えることはなかった」という記録が残っていると指摘している^{註13}。

端島の炭層を詳細に解説しているのは良いのだが、同書でも炭坑内は寝たまま炭を掘らなければならない斜坑であったという記述があり、正確性に欠ける。『被害の実態』では、端島炭坑は炭の微粉化率が高く、自然発火性が強く、ガスの噴出量も多く、ガスにより事故が発生しやすい環境であったと説明する。この点は、後述する実習報告書の内容と照らし合わせても事実である。しかし、事故のリスクが高いところには朝鮮人と中国人が投入されたという根拠不明の文章も出てくる。

終戦後、端島で働いていた日本人の証言にも危険な端島の坑道の状況が見られると主張して、2019年に紹介した川幸太郎、小野一雄の証言を再度掲載している。しかし、朝鮮人への差別はなかったと話した江頭宏と土居一夫の証言は消えている。

2021年の『被害の実態』では、2019年のものよりも納屋制度を強調している点の特徴であると思う。同書は高島炭坑と端島炭坑は納屋制度を運営しており、強い人身拘束が存在していたこと、石炭増産を強制する過酷な作業と劣悪な食糧事情、日常的な暴力が朝鮮人に加えられていたことを前面に押し出している。

こうした点を踏まえると、韓国側は納屋制度を理由とした高島炭鉱批判を行っていると言える。納屋頭は絶対的権力によって坑夫を支配し、賃金搾取や日常的な暴力が行われていたと考えているのであろう。そして、納屋制度が撤廃されても、それは表面的なことであり、納屋頭に相当する役職が戦時期まで炭鉱内で蔓延っており、その被害を朝鮮人も受けたことから、高島炭鉱を「圧制の山」や「生きて帰れぬ地獄島」と言って批判しているのであろう。それに加えて、高島炭鉱は日本の中でも特に危険な炭鉱現場であり、そこで働く坑夫たちの安全性が常に脅かされていたという点も批判の根拠であることがわかる。

こうした、韓国側の歴史認識は正しいのであろうか。検証を行っていきたい。

3、高島炭鉱批判に対する検証

3-1 先行研究による納屋制度考察

まずは納屋制度に関する検証から行っていきたい。これに関しては、既に日本国内に多くの先行研究が存在する。特に詳細な書籍としては、田中直樹『近代日本炭礦労働史研究』（草風館、1984年）が挙げられるので、ここでは同書を基軸にして考察したい。

韓国側も取り上げている高島炭坑坑夫虐待事件は、明治20年（1887年）12月17日付の『福陵新報』の記事が導火線となる。高島における坑夫の惨状を目撃したという吉本襄が各地で演説しているという内容であり、そこには賃金搾取の横行、冬でも1枚の寝具もなく食事も囚人よりひどい、納屋頭と称する者が坑夫を虐待して、「見せしめ台」まで公然と設けていることが記されている。

その後、『東雲新聞』にて「高島炭坑々夫の惨状」と題された社説が掲載され、「世人は彼の監獄を指して地獄と云ひ」、「圧制せられ其苦使虐待を受くること監獄囚徒の比にあらざる」と説明した。1888年6月18日に松岡好一が『日本人』誌面上に掲載したルポルタージュ「高島炭鉱の惨状」を契機として、この事件は全国的な社会問題に発展する。

既に、高島炭坑惨状の噂に対し、長崎県知事は1888年春ごろに高島を視察していた。同年8月16日、17日付の『土陽新聞』の社説では、誘拐された人たちが働かされている、高島から外に出られないなどという記事も出ており、新聞各社は記者を高島へ派遣して真相究明に努めた。清浦圭吾警保局長が実情調査のため8月7日に高島へ出発し、9月13日に談話が発表された。

清浦の談話では、高島炭坑舎事務所の山脇正勝事務長、徳弘為章助役などの重役たちを集めて清浦が視察の目的を説明。各炭坑舎の主任、納屋頭などを尋問する。その結果、坑夫の苦情とは虐待ではなく、「働き甲斐」がないことだったと指摘する。厳しい規律は存在するが、坑夫の中には「無頼の徒」がおり、善良な労働者を管理するかのよう一般的な規律だけでは統制できないという事情があることを説明。しかし、坑夫の需要物品が一般価格より三割高であり、納屋頭が利益を得ていることなどが事実であることもつき

とめた。こうした点を考慮し、賃金などの契約内容を改善させて納屋制度を改正させることを談話に盛り込んだ。また、これまで高島には巡査が3人駐在していたが、長崎県知事と協議して、巡査よりも階級が上である警部を在勤させるとも言っている。

清浦談話発表直後に『朝野新聞』『東京電報』『郵便報知新聞』は高島の「視察録」を報じ、高島側を擁護する論調をとった。特に『朝野新聞』の犬養毅は坑夫惨状論に強く反論したという。坑夫を誘拐して働かせていること、食事が粗末なこと、収入と自由がないことは事実無根であり、「空談」に過ぎないと主張した^{註14}。

犬養の主張に対して、『福陵新聞』『東雲新聞』が反論を展開しているが、ここから分かるとおり、当時の新聞でも坑夫虐待事件に関して様々な論調があり、完全に真相を掴むことはできなかったようである。

田中直樹は『高島炭坑事務長日誌抜要』などの史料を網羅したうえで、高島の経営に携わっていた三菱は坑夫虐待事件が報道されていた1888年まで設備投資をすることなく、労働力の追加によって出炭額をあげていたことをつきとめた。納屋制度は三菱が事業を引き継ぐ前から既に確立されていたが、事業の拡大に伴い、大量に確保した労働力を管理する際に、納屋頭による坑夫の支配・搾取が起こったという。一方で、高島炭坑の史料には坑内の労働過程の改革に配慮していたことも記されている。

田中は『福陵新聞』『東雲新聞』『日本人』の論調は、語句の誇張などの問題はあるが、的を外している内容ではなかったとしている。しかし、高島坑夫虐待事件で重要な点は、この事件をきっかけに坑夫の保護が日本社会で注目されたことである、と田中は指摘している。明治23年(1890年)9月に鉱業条例が制定され、鉱夫(坑夫よりも定義が広く、坑内労働者以外の労働者も含める)の労役保護などが新たに規定された。しかし、同条例制定後に納屋制度が直ちに消滅したわけではなく、時間をかけて崩壊していったと田中は考察する。これは、今まで鉱山労働者の管理を納屋頭に任せきりにしていたので、企業(事業主)側に労働者の募集や管理運営などのノウハウがなかったことが原因であろう。企業側は自分たちが労務管理の能力を蓄えるまでは、納屋頭に代わる中間管理職を一定期間雇う必要があった。

実際、三菱新入炭鉱の大正初年の報告では真面目に働く者が減り、入坑歩合の平均は在籍者の50%であった記録が残っているという。労務管理する者がいなければ、坑夫の出勤すらもままならなかったことが窺える^{註15}。

ここで、別の研究も見ていきたい。『日本労働協会雑誌』No.62(1964年)に収録されている市原亮平・田中光夫「炭鉱納屋制度の崩壊(一)」でも、高島炭坑問題が各方面に与えた影響は非常に大きく、鉱業条例施行によって納屋頭による労働者圧迫と中間搾取に対して大きな制約を加えることができ、納屋制度後退の有力な原因となったと記している。続いて、これまでその弊害に気付きながらも慣習的に採用されていた納屋制度の弊害が、高島事件を通して露呈したため、この制度に対する反省の気運が次第に醸成されるようになった。三池炭鉱では事務長の団琢磨が1890年頃、全国の炭鉱に率先して納屋制度の廃止に踏み切ったことも説明している^{註16}。

このことからわかることは、納屋制度から会社の直轄制度への移行過程は単純なものではなく、そこに至るまでには様々な中間形態が存在し、同一炭鉱地域、同一系列企業内においても差異が見られるという点である。

「炭鉱納屋制度の崩壊(二)」(所収：『日本労働協会雑誌』No.64、1964年)では、1906年時点で「直轄制度を採用する炭鉱」に高島が明記されているが、1925年12月14日付の福岡炭山監督局長から高島炭鉱への通牒に、鉱夫賃金は納屋坑夫には納屋頭に、直轄鉱夫に対しては役員に渡しているの、今後必ず鉱夫本人に支払うことを伝えている。これに対する高島側の返答は、準備期間2か月を設けて完全実施するというものだった。納屋制度を廃止したはずの高島では、たとえ権限は縮小されても、監督当局から納屋頭と指摘されるような中間搾取機構が存在していたと同論文は指摘する。また、三井系の炭鉱では早くから納屋制度を廃止し、田川炭鉱のように鉱夫の動揺を防ぐために請負制度をとったところもあるが、総じて中間搾取機構の台頭を警戒したと指摘する。一方で、三菱系の多くの炭鉱は納屋制度を廃止にはしたものの、その後は「擬装的形態たる世話方制度」をとったという。「炭鉱納屋制度の崩壊(二)」によると、三菱では1922年に労務主任会議で世話方制度の撤廃が決定されていたが、実行までには至らず、1929年2月1日、筑豊鉱業所管下の新入、鯉田などの各炭鉱が廃止に踏み切った。撤廃直後に特別周旋人制度という直轄制度に移行するための暫定措置が取られたが、これも同年11月に廃止されたという^{註17}。1964年の「炭鉱納屋制度の崩壊(三)」では、これが納屋制度残存形態の一応の終止符となったと指摘する^{註18}。

市原亮平と田中光夫の論文で紹介された「世話方制度」が納屋制度の後継であることがわかるが、一体どのような制度だったのであろうか。ここで田中直樹の『近代日本炭礦労働史研究』に戻りたい。田中は世話方制度を次のように説明している。大正初年になると、坑夫の監督、作業その他の世話人として「世話方」が配置される現場が出てくる。世話方は坑夫募集、賃金の一括受理、救済事項などについては納屋頭と異なって関与を許されず、世話料として坑夫総稼高賃金の5%を炭鉱から賃金として支給されるのみであった^{註19}。

以上の点からもわかるように、世話方は過去の納屋頭と比べて中間管理者としての権限が大幅に制限されていたのである。三菱鯉田炭鉱は1916年に「世話方鉱夫規定」を制定したが、その内容を見ても、かつての納屋頭による絶対的支配はなくなっている。

田中は、大正時代から納屋制度の基盤が揺らぎ始めたと考察しており、例として、大正デモクラシー、米騒動などの潮流の中で労働運動の台頭を指摘する。この頃になると、日本国民全体に人権の概念が形成されるようになり、労働者の権利が主張されるようになる。1918年11月には三菱炭業は、会議で直轄制度に移行することを定める。また、役員と鉱夫との意思疎通を促すために、親和会(高島炭鉱)や協和会(唐津炭業所)などの機関が組織される。

ここから、三菱も本腰を入れて納屋制度解体に注力していることがわかる。同時期に、納屋頭が経営する売店が直営店へ切り替わっていく。そして、1919年には給与の支払いが通貨払いとなる。その頃までの筑豊炭山は切符や券による代替払いが慣例となっていた。この点も納屋制度解体に拍車をかけた^{註20}。

さらに、大正時代末期には炭鉱における採炭と運搬の機械化がなされ、未熟練者でも熟練者と大差ない出炭をなしていた。大正末期以降における朝鮮人坑夫の増大はその一例であると田中は指摘し、旧来の専ら筋肉労働に依存した坑夫に代わって、機械化に対応できる「カッターマン」「ドリルマン」が養成されたと説明する。その結果、各炭鉱は「共

同採炭制度」という分業体制へ移行していき、機械化に見合った作業組織が編成されていった。こうした技術的合理化が納屋制度崩壊を決定づけ、納屋制度は昭和初年に崩壊した、と田中は考察している^{註21}。

納屋制度の解体は、大正時代における日本社会の風潮と鉱業界の技術革新の両面から進められた、という田中の指摘は非常に興味深い。労働者の権利という観点の浮上は、従来の制度を改革する必要性を日本政府に促すほどの力となっており、当時の日本企業も注目せざるを得なかったであろう。このような状況下で、労働者を暴力によって支配する納屋制度を存続させれば、企業は炭鉱運営そのものができなくなってしまう。だからこそ企業は、労務管理の能力が備わるまでの間は世話方という、権限を著しく剥奪された中間管理職を置いて、炭鉱運営を繋ごうと考えたのではないだろうか。いずれにしても、こうした先行研究によって、納屋頭（あるいは世話方という後継職）が戦時期まで明治期と変わらぬ権限をもって坑夫を暴力的に支配していたという説は、明確に否定されているのである。

3-2 新聞記事から見える高島炭鉱の姿

納屋制度が昭和初年に崩壊したことを先行研究を用いて説明したが、本節では当時の新聞記事を用いて高島炭鉱の実態を考察していきたい。まず、納屋制度に関する記事を見ていこう。『長崎新聞』1929年10月13日に「坑夫納屋制度を崎戸鉱業所で改善」という文字を確認できる。記事には、崎戸炭鉱は来月から世話方合宿所を廃止して、会社直轄納屋（直轄制度）に移行することを決定したと報じている。崎戸は高島炭鉱ではないが、日本の炭鉱が納屋制度を解体しようとしている動きを確認することができる。

高島炭鉱に関しては、『長崎新聞』1930年7月8日の「納屋を廃止し洗心寮できる」で確認できる。記事は独身坑夫修養会に講師として出張した村上主事補の話が掲載されている。内容は、最近では労働者教育が盛んに叫ばれており、高島炭鉱所でも坑夫採用の際はその人物を調査して、能率刷新を企図している。大正14年にも同所で講演をしたことがあるが、今日の講演で坑夫の素質向上と規律節制を実感した。従来、炭鉱の人たちと言えば無規律無節制粗暴という誤解をされていたが、高島の今の実態を見れば、鉱業所が坑夫教育に大きな努力を払ったことがわかる。坑夫たちの幸福も昔日の比ではなく、納屋制度を廃止して会社直営に移行したことで職員と労働者の仲はより一層睦まじくなり、相互の切磋琢磨も促進されている。よく貯金もし、郷里の父母へ送金も行われている。流血を伴う喧嘩もここ数年は起こっておらず、労務教育の効果を喜ぶべき現象が起きている。村上主事補の話を聞く限りだと、やはり、暴力的な坑夫管理は影も見えない。

蛇足かもしれないが、『長崎日日新聞』1939年4月16日夕刊には、「女中から盗む」という端島での窃盗事件が報道されていることを紹介したい。これは、端島炭坑坑夫植田岩蔵(40歳)が11日夜に合宿食堂で女中の岩永チカ所有の財布(10円35銭在中)を窃取して、翌朝帰宅したところを梅香崎署員に検挙されたという内容である。もし、韓国側が主張するように、戦時期にも納屋制度が存在していれば、このような窃盗事件ではなく坑夫への暴力的支配を問題視する記事が掲載されるはずである。この記事は、戦時期における端島の平和を裏付けていると言える。

次に、高島炭鉱に関する記事を見ていきたい。韓国側は高島と端島を日本で最も危険

な炭鉱と指摘している。この点は、2014年に長崎市から発行された『新長崎市史』でも記述があり、478頁に「作業場は傾き、崩れやすく、長時間の重労働なので、事故が絶えなかった。炭層は日本一だが、採炭の難しさ、危険も日本一である」としている。

では、高島炭鉱は事故や災害が多い「地獄島」だったのであろうか。『長崎日日新聞』1942年1月16日の夕刊では「端島炭坑の石炭増産」という記事が確認できる。記者が実際に採炭現場の近くまで行った体験記であるが、炭鉱案内人の説明では、端島は災害防止に全力をあげているので13か月間に一度の事故もなかったこともあると話している。高島炭鉱側が災害対策に取り組んでいることが窺える。1942年1月17日の『長崎日日新聞』夕刊には「更生した炭坑島」というタイトルで、端島のことが記載されている。記者は、炭坑と言えば監獄のように過酷なところだと思われていたが、過去の悪弊は完全に払拭されたと断言している。以下、記事を要約すると、端島では坑夫の教育や施設改善によって完全に更生した。坑夫は労務を終えれば、ビリヤードや卓球、新聞雑誌などで慰安を求める。土曜や日曜には体育館、演芸会などが開催され、一同が歌ったり踊ったりする。生活に必要なものは原価で販売されている。寄宿舎にはラジオや新聞、雑誌などが揃えられており、共同で利用することができる。坑夫は生活に何ら不自由も不安もなく、気持ちよく働くことができている。一人ひとりの平均月収は150円くらいである。日米開戦を知らせるラジオを聞いた従業員の一人が、「今日は全員は一日戦死のつもりで大いに頑張り賃金全部を献金しよう」と発言したことをきっかけにして、全従業員が了承した。実際にその日一日の総賃金1万余円を陸海軍へ全て献納した。地獄島は全くの極楽島となり、愛国の情熱燃える島となった。この記事は、韓国側の主張を明確に否定していることがわかる。韓国側は高島炭鉱が戦時の石炭増産のために、労働者に過酷な作業を命じたかのように指摘していた^{註22}が、『長崎日日新聞』を読むと、鉱業所側が命じたのではなく、労働者側の自発的な行動として紹介されている。

『長崎日報』1944年3月5日の記事には「坑内戦線従軍記」という、端島に訪れた武藤三徳記者の記事を確認できる。記者は坑内に入り、第三盤下九クロス右の掘進延先でピック(削岩機)を握って、現役の作業員から指導を受けて作業した。坑夫の「吉田さん」によると、坑道の上〇〇尺はしっかりした地盤になっておりその上から海になっていること、それだけの余裕をとってあるから落盤の心配はないこと、粘土質の場合は掘り上げても構わないことを教えてもらう。記者が鉱業所側に聞いたところ、先山(石炭を掘る者)は朝鮮人が担っており、後山(先山のサポート)は佐賀県から来た理髪屋を主とした勤報隊の人たちが担当しているという。記者は玄米に麦が入っている沢庵5切れ入りの弁当を持ってきたが、隣の先山の弁当を見ると内容に大差なく、1合と1寸の量だったと記す。記事の後半では、掲示板に弁当を持参しない者は入坑を許さないという労務課からのお知らせを発見したことが書かれている。これを見て記者は、昨今の食糧不足により朝食と昼の弁当を朝のうちにまとめて食べてしまう者が出ていると推測する。昼の弁当なしでは午後の能率が低下してしまうので、鉱業所側は弁当持参を義務付けたのだと考える。家族一人当たり盃一杯の米を出し合って炭鉱労働者に送ろうという「一握り運動」が吉田福岡県知事によって行われているが、これは正しい対策だと記者は述べている。

この『長崎日報』から次のことがわかる。韓国側は危険な作業場は朝鮮人や中国人に押し付けられたかのように説明しているが、実際には日本人も参加していたことが記事に書

かれています。また、実際に働いている労働者は坑内環境の安全性に一定の信頼を置いていることも窺える。食事量に関しても、記者は朝鮮人だけが不当に減らされていたとは考えておらず、日本人も一緒に腹を空かせていたと言える。

上記の武藤記者の記事は続きがあり、同年の3月7日にも「坑内戦線従軍記」が掲載されている。同記事には、武藤記者は坑道からは安全感を受け、案内役の坑務課長の「福留さん」からは坑内事故も最近は減少しており、昨年中の犠牲者は〇人、負傷者は擦り傷程度の者も含めて〇〇人と言われた。この数字は武藤記者の想像と比べて「遥かに低いもの」だったと記されている。武藤記者の「あなたの御子息にこの仕事を継がせますか」という質問に、福留坑務課長は当惑した表情をする。その姿に記者は「継がせません」という返答と解釈する。一級坑士という坑夫の最高位にある人たちでも二代続いて坑内に入っている者は少ない、と記事で説明する。記者は日本社会において、未だに炭鉱への偏見が残っていると考える。今なお、炭鉱と言えば監獄部屋があったり、悪徳無頼が横行していると考える者が社会の一部にありはしないか。それはもはや過去のことであるにもかかわらず、市井の一部から未だに「炭鉱ものが!」という冷たい蔑みがあることに憂慮する。

ここからわかることは、記者である武藤が想像していた以上に端島炭坑での死傷者数が少なく、比較的安全な炭鉱であった点である。一方で、炭鉱労働者に対する偏見が未だに日本社会に残っていたことも指摘されている。1887年の高島炭坑坑夫虐待事件だけでは見落とされがちだが、旧来の炭鉱労働者は暴力的な無法者というイメージが日本の中にあっただのである。武藤記者は1944年3月8日の『長崎日報』でも「坑内戦線従軍記」を執筆し、端島にはおでん屋、焼き鳥屋など何でもあり、昨年にキリスト教や天理教などの教徒たちが勤労隊として訪れ、高い成績を出したと記している。一連の武藤記者の記事を読むと、端島が「地獄島」ではなかったことが如実に示されている。

他にも、『長崎日報』1944年8月13日では「夏休返上炭山に挺身 烈々の必勝勤労 闘ふ県立長崎工業生」という記事が掲載されている。学徒勤労報国隊から除外された夜間部の生徒が、夏休みを返上して高島の二子坑で働いたことが紹介されており、7月18日から出勤した生徒たちは最初に運炭を担ったが、一日のノルマを必ず突破し、坑内での採炭も任されることとなる。鉱業所側も生徒たちの精勤に感激しており、事故も起きなかったという。

3-3 朝鮮人関連記事

ここからは、朝鮮人に関する記事を見ていきたい。韓国側は納屋制度を取り上げて、朝鮮人は日本に強制連行されてきたと主張しているが、以下の記事はそれを完全に否定する内容である。

1939年4月13日の『長崎日日新聞』には「密航半島人一団上陸す」という記事がある。北松浦郡平戸警察署では11日未明に密航半島人の一団が同郡南田平村海岸から上陸したことを探知し、管内各町村の警防団に出勤を命じたことを報じている。朝鮮人の戦時労務動員は1939年9月から開始されるので、この朝鮮人密航の事件はその直前の出来事ということになる。

同じく、『長崎日日新聞』1939年4月14日夕刊には「半島人百名近く外海に密航す」とあり、12日午後11時ごろに西彼杵郡黒崎村と同郡神浦村海岸に、暗夜を利用して発動機貨物船2艘に分乗した朝鮮人不正渡航者約90人が上陸して行方を晦ませたことが記されて

いる。県特高課は瀬戸、時津、長崎、梅香崎などの関係各署へ身柄確保の通牒を出し、13日朝に長崎市諏訪町付近を徘徊していた全羅南道出身者12人を発見して、署で保護を加えた。同日に瀬戸署で45人、時津署で14人を発見し、いずれも、密航ブローカーの甘言に乗せられて内地潜入を企てたものであったという。署は食事の世話までせねばならず、特高課では直近の便船で帰郷させる予定であるという。

西彼杵郡は高島炭鉱の所在地である。もし、本当に朝鮮人が強制連行されていたというのであれば、この密航者たちは炭鉱に送られたはずである。しかし、警察はそのようなことはせず、粛々と朝鮮半島へ送還させようとした。

1939年5月5日の『長崎日日新聞』でも「密航半島人を発見」と報じており、北松浦郡中野村で漁業を営んでいた大浦徳弥が、4月19日未明に水之浦海岸沖合に密航半島人52人を乗せて停泊していた船を発見し、平戸署に通報した。これにより、密航者全員を逮捕することができたので、大浦は川西知事から表彰される予定であると紹介している。1939年から1945年までの間に労務動員によって日本へ来た朝鮮人は約60万人とされているが、自発的な渡航者はその3倍の約180万人となっている。つまり、朝鮮人はむしろ日本行きを望んでいたのである。

ここで少し、朝鮮人酌婦に関する考察を行いたい。日本で発行された書籍の中には、端島炭坑に在籍していた朝鮮人酌婦を取り上げて、高島炭鉱を批判するものがある。代表的なものとしては竹内康人が挙げられる。竹内は2013年の『調査・朝鮮人強制労働①炭鉱編』で「炭鉱と性的奴隷」という項目を設けており、そこで戦時中の端島では森田・本田・吉田(朝鮮人)経営の3軒の店があり、そこでは朝鮮人女性も働いていたことを説明している。1937年6月には端島で「酌婦」とされた朝鮮人女性が「リゾート」(クレゾール)を飲んで自殺したことを挙げて、18歳で自殺を選ばざるを得なかった朝鮮人女性は端島で酷使されたと指摘する。その「酷使」の内容は性の仕事であり、竹内は朝鮮人酌婦が端島で性的奴隷にされていたと主張するのである^{註23}。竹内がそのように考える根拠は、石炭統制会九州支部の「炭山に於ける半島人の勤労管理」の中に「特別慰安所」の項があり、千人の半島労務者に対して10人程度の女性がよいと記している点である。このことから、竹内は三菱高島と警察、経営者が連携しながら女性を性の奴隷として支配していったとみられる、と考察する。そのうえで、高島と端島には1939年の段階で80人近い女性が炭鉱労働者への性的奴隷としておかれていたと述べている。竹内は2024年の『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』(社会評論社)で、端島や高島には、女性が炭坑用の「慰安婦」として連行されましたと断言している^{註24}。

これら一連の竹内の主張は根拠不足が否めず、想像の域を脱していない。石炭統制会九州支部の資料を出すのはよいのだが、同文書はあくまで炭鉱労働者の性問題に対応するための指南書的な内容であり、女性を置く際の人数目安に過ぎない。どのような方法で女性を確保するか具体的な計画などは一切なく、竹内も「連行された」という根拠となる資料を提示できずにいる。おそらく、1991年から日韓で問題となった慰安婦問題のイメージで書いたのであろう。尤も、朝鮮人女性は日本(軍)によって強制連行されて性的奴隷にされたという従来の学説は根拠が無いことが現在では判明しているし、日本はもちろん、韓国でも性的奴隷説を否定する人々が増えている。

竹内は1937年に端島で自殺した朝鮮人酌婦の動機を、強制的性労働による苦痛である

かのように説明しているが、その根拠も提示されていない。実は、酌婦が自殺する別の理由が当時の新聞にいくつか報じられている。それは坑夫との「無理心中」である。『長崎新聞』によると、1929年4月に松島炭鉱で坑夫と娼妓によるダイナマイト心中が報じられている。その2か月後にも、松島で坑夫と酌婦のダイナマイト心中が報じられている。1931年4月でも、松島にて坑夫と娼妓の心中が報じられている^{註25}。

こうして見ると、坑夫と酌婦(娼妓)の無理心中が散見される。高島でも、類似した事件が起こっている。1933年2月15日の『長崎日日新聞』では、高島坑夫の無理心中未遂が取り上げられている。記事によると、二子洗心寮坑夫が酌婦の首に剃刀で傷を負わせた事件が発生したという。幸い、酌婦は死に至らなかったが、2週間の治療を要したという。

他にも、このような記事を発見した。『長崎新聞』1931年4月3日の夕刊には、「朝鮮料理屋で酌婦いじめ」と題された記事が掲載されている。記事によると、本石灰町の朝鮮料理屋で朝鮮人主人が朝鮮人酌婦に暴行を加える事件が発生したという。福岡市に住む情夫に無断で市外電話をかけた黄甲順(19歳)を、主人である金京善(32歳)が乱暴に殴打し、京善の母親である金応淑(48歳)も参加して甲順の髪の毛を逆手に握り、蹴る・叩くなどの暴行を加えた。甲順の悲鳴を聞いて、二階にいた同業酌婦たちが丸山巡査派出所に駆け込み、救助を求めた。金応淑は数か月前にも崔小順(18歳)ほか数名の酌婦に客取りを強要し、言うことを聞かないことで二階の一室に閉じ込めて胡椒を焚いて虐待したことがあった。長崎署では一般営業者警戒のため営業停止処分にする模様であるが、金京善は自発的に営業を廃止して、酌婦たちには前借金をまけて解決させる意向だという。

こうした一連の記事を見ると、端島で自殺した酌婦の動機が、性奴隷であったからという理由以外にも存在することがわかる。坑夫との恋情のもつれか、あるいは朝鮮人主人による暴行も考えることができるのである。竹内の考察は根拠が薄弱であるうえに、読者の思考を誘導するかのようになっているので、問題であると言わざるを得ない。

次に、実際に高島などの長崎県下の炭鉱で働いた朝鮮人の様子はどうだったのであろうか。1940年7月26日の『長崎日日新聞』では「半島人同胞の中堅人物養成」という記事を確認できる。長崎県協和会では半島人同胞の中堅人物養成と婦人の生活を刷新するために、9月から県下の23支会のうち比較的半島人同胞の多い9支会を選んで、中堅人物養成講習会と婦人の生活指導及び簡易夜学講習会を設置することとなったと報じている。1支会につき50人程度で、2泊3日にわたり訓練を施す。婦人の生活指導は3か月間を予定している。簡易夜学は継続して開設し、日本語を教えるという。この計画は実際に実行されたのであろうか。『長崎日日新聞』1940年11月8日は「半島人の教養を高める」で次のように説明する。半島同胞の教養を高めるため県下9か所に定員50人の夜間学校を開設して、小学校の先生を講師に毎週2回から3回の指導を行っている。指導科目は男が修身公民、女が日常生活一般となっている、と。同記事では夜間学校のことに焦点を当てているが、その他の養成も行われていたと考えて良いだろう。

1944年2月11日の『長崎日報』には「必勝の意気燃ゆ 見よ半島同胞 けふ〇〇名が晴れの表彰」という記事が掲載されており、日本工業株式会社矢岳炭鉱で4年間働いた朝鮮人労働者たち(全羅南道出身)が、協和会支会長の大島相浦署長から表彰されることを報じている。鉱業所側も朝鮮人労働者の奮起に痛く感謝しているという文章もある。これらの労働者たちは稼働成績も優秀で、各人の貯金額も相当額に達しているという。

一連の記事に「同胞」という言葉が使用されていることに注目したい。同胞とは仲間意識のある相手に対して使用する言葉であり、少なくとも日本の新聞社は朝鮮人を奴隷ではなく、共に労働をする仲間であるという認識があったと言える。

次に、高島炭鉱における朝鮮人関連の記事を紹介したい。1940年4月10日の『長崎日日新聞』夕刊に「半島人の共済会を設立」とある。高島鉱業所では朝鮮人労働者の便宜のため、朝鮮人の共済会を設立し、半島での負債のために内地移住を望んでも叶えられない朝鮮人たちに対して、共済組合資金で負債を返済させたと説明している。共済組合は既に稼働中の朝鮮人から一口10円の組合基金を募集して、会社から1万余円を補助して貸した金は日賦制度で返済させる予定だという。この記事では、高島炭鉱に残って働きたい朝鮮人がいたことを示している。

『長崎日報』1943年2月11日の夕刊では、「昼間は坑内で敢闘 夜は軍事猛教練」という記事が掲載されている。記事の内容を要約すると、内地青年の軍事教練に刺激を受けた高島炭坑の朝鮮人背年たちが、「自分たちにも教練を教えてください」と鉱業所側に願い出る。日本語も分からない者も多いので、最初は「右向け・左向け」の号令にも苦戦していた。しかし、鉱業所側は日本語も教えながら、4か月後には行進のような密集教練でも内地青年隊に負けないほどの上達を見せた。松岡永錫青年は「私たちは日本語でも判らない者ばかりでしたが、日本人であることに変わりはありません。」「内地の青年に負けない様に努力して立派な軍人になります」と述べている。

このような記事は、戦時に書かれたものであるもので、内容を誇張・美化したりして事実を捻じ曲げているのではないかと考える者もいるだろう。では、次の章でこれらの新聞記事が信用に値するか、検証を加えていきたい。

4、実習報告書から見える高島炭鉱の実態

4-1 実習報告書とは何か

「実習報告書」について簡潔に説明したい。日本では、明治時代より鉱山系高等教育機関の学生が国内外の主要鉱山へ生産システムを学ぶために赴き、その結果を報告した「実習報文」が存在する。初期は工部大学校に始まり、戦中、戦後の鉱業斜陽の時期まで連続と記録が残されている。現在は北海道大学、東北大学、東京大学、京都大学、九州大学の鉱山系学科の流れを汲む組織に所蔵されているという。

実習とは、旧帝国大学などの高等教育機関の鉱山(採鉱)・冶金学科の学生が主に夏期休暇を利用し、各自割当てられた鉱山や精錬工場などで生産システムを体得する現地実習のことを指す。また、旧帝国大学所蔵の実習報文(実習報告書)とは、大学から派遣された実習生が、実習期間中に収集した採掘法や換気法、坑内外の図面などの資料や各種データを整理し、大学に提出した報告書のことである。この報告書は卒業論文に準じるものとして製本され、保管されている。

実習生、中でも大学生は職員合宿所に宿泊して実習を進める場合が多い。彼らは将来の企業幹部となるべき立場にあるため、実習報告の内容は会社組織や労務、坑外施設など生産システムに留まらず、将来の管理者としての実習生自身の個人的な関心が現れる。時には、所属大学のOBとの会話の中で得た鉱山の実態や、労働状況への批判、倶楽部で

の幹部職員との会食の感想など、実習内容が赤裸々に綴られることもあるという。実習報告書は、当初は大学によりその内容が異なっていたが、時代が下ると、記述内容に大差は見られなくなる^{註26}。

筆者は東京大学工3号図書室に保管されていた、高島炭鉱の実習報告を7点確認した。これらの報告書は、東京帝国大学工学部鉱山及冶金学科の学生によって執筆されたものである。以下、一覧表を記載する。

表1 東京大学工3号図書室に保管されていた高島炭鉱の実習報告一覧

場所	報告者	作成年	場所	報告者	作成年
二子坑	武居不美丸	1929年	端島坑	野島通彦	1937年
	田邊富士雄	1934年		濱田邦夫	1940年
	森豊	1940年		伊藤讓輔	1942年
		新川一雄		1943年	

高島炭坑の二子坑に関する実習報告書が3点、端島坑に関するものが4点確認できた。1929年に執筆された武居不美丸以前の報告書は戦時期を扱うには古いと考え、今回は除外した。報告書の構成に関しては大きな違いはなく、「地理・沿革」、「地質鉱床」、「坑内作業（開坑、掘削、採炭、運搬、排水など）」、「坑内構造」、「通気・照明」、「選炭」、「変災」、「炭坑組織・制度」に焦点が当てられている。また、報告書によっては150頁以上のものもあれば、40頁程度のものもあり、頁数に関する統一は見られない。

炭鉱山に関する先行研究では、実習報告書を引用することもある。実習報告の資料的価値としては、大学における継続的な報告であるため、特定炭鉱の経年的な変化を追えるという点にある。また、将来の幹部職員候補でありながらも、第三者の視点で炭鉱運営の問題点を指摘したり、今後の開発の計画意図に言及するといった、当時の状況に関する記述を確認できることである。

今回、筆者が7点の報告書に目を通したところ、例外なく、当時の炭坑内の運搬図や排水構造、通気図、中には電灯の配置図まで挿入されており、実習生が炭坑全体及び深層部にまで目を向けていたことが窺える。その中で、実習生自身が目撃したこと、感じたことが率直に書かれている。1934年の田邊富士雄の報告書では、現在の高島坑は選炭を軽視している傾向があると問題視して、選炭係を選別して選炭場を改善すれば将来的な利益になると自身の考えを述べている。決して、鉱業所側におもねっていないことが窺える。

産業遺産情報センターの展示では、企業側が作成した文書と元島民の証言が中心となっていた。強制連行を信じる人々から見ると、こうした展示物は、朝鮮人虐待を隠ぺいしている集団が提供している情報であるため、信用できないという意見がある。もっとも、その意見にも明確な根拠がないのであるが、本稿で引用する実習報告書は、先行研究でも第三者的視点を持った資料と位置付けられているので、戦時期の高島炭鉱の様子を考察するうえで非常に有効な資料になると思われる。

4-2 高島炭坑の実習報告書

では、実際に実習報告書に何が記されていたかを解説していきたい。最初は高島炭坑の二子坑に関する報告書から見ていく。

二子坑報告書の中で、朝鮮人戦時動員が行われていた時期と重なるものは森豊の「高島炭坑二子坑報告」(1940年)のみである。本来であれば、森の報告書を中心にして論を展開していくべきであるが、該当の森報告書は40頁程度であり、考察を行うには文章量不足が否めない。そのため、ここでは一番文量が多い武居不美丸の「三菱鉱業株式会社高島鉱業所二子坑実習報告」(1929年)から引用していく。

朝鮮人戦時労働動員開始の10年前の報告書であるが、武居の報告書には高島炭鉱の変化を決定づける重要なことが記されている。それは、1927年から二子坑での事故が激減したことである。

武居は報告書の「鉱山変災及び鉱毒」で、高島の横尾所長は大正15年(1926年)に庶務係、労務係に安全委員会の設立を命じ、同年末に二子坑災害防止会を設置して、これが高島鉱業所の災害防止会となったことを解説している。

武居の私見によると、二子坑は怠慢低級の独身坑夫が多く、就業状態も他山と比較して秩序がなく、故意的負傷と認められる者も少なくなかった。したがって、坑内状況に比して負傷者過多となっており、他山とは類例を見ないと述べている。この事実は人道的立場のみならず、営業成績に影響するものまた看過できないものがあつた。このような理由から、先に紹介した横尾所長が二子坑に災害防止会を設立したのである。

二子坑災害防止会(のちに高島鉱業所災害防止会)会則の精神は鉱業所の営利的基礎に立脚したものではなく、純真なる人道的立場にて発足し、同胞愛や人類愛を目標として運用していると武居は説明する。その理由は、役員は報酬を目的として活動するのではなく、奉仕的精神の発露として本会を運用しているからだという。災害防止会は従業員の自衛意識および保安係の奉仕的責任感で成立している。他山の安全委員会とは異なり、高島は創設以来一度も社費として運営費を従業員から徴収していないことを誇りとしており、やむを得ない経費の財源は全て個人団体並びに高島鉱業所の寄付で賄われる、という武居の指摘は非常に興味深い。

武居の報告書には、1927年当時に作成された「会則」のパンフレットのようなものが挿入されており、二子坑の災害防止の姿勢がわかる。以下、二子坑々内災害防止会会則の全文を記載する。

・二子坑々内災害防止会会則

第一章 目的

第一条 本会は坑内災害に対する原因を調査研究し当坑内に於ける災害防止を以て目的とす

第二章 組織

第二条 本会は二子坑々内災害防止会と称し坑内従業員を以て組織す

第三条 本会に左記四種の役員を置く

一 会長、調査委員、実行委員、伍長

二 会長は一名にして所長の選任したるものとす

三 調査委員は若干名にして実務に経験ある坑内現場係員（其他必要ありと認めたる職員）にして所長の選任したるものとす

四 実行委員は坑内現場係員並に所長の選任せる職員とす

五 伍長は現場の状況に応じて会長が会員中より選任せるものとす

第四条 本会役員任期は毎年末を以て終了するものとす

但し研究事項の必要又は現場の状況により時々任免するを妨げず

第三章 事業

第五条 会長は本会を総督す会長事故ある時は調査委員中より代理執務せしむ

第六条 調査委員は広く他坑並に当坑の災害を調査研究して之れが予防策並に宣伝方法を協議し付帯事業として安全デーの実施災害率減少に対する奨励保安標語ポスターの募集災害防止装置の○賞応募方法等を講ずるものとす

第七条 実行委員は日常の災害予防の直接監督は勿論調査委員会の決議を伍長に伝え相協力して之が実現に勉むものとす

第八条 伍長は各稼行場の最熟練者より採用し一般鉱夫と同一に稼働するものとす

第九条 伍長は災害予防に関する掲示又は調査委員会の決議を順守し且遺漏なき様充分に配下鉱夫を指導するものとす

第十条 伍長は作業の進捗に伴う時々刻々の変化に対する処置に就き配下鉱夫に注意を与えるものとす

第十一条 伍長は原則として名誉職なるも左記特別の場合には呼当其他の方法により其収入を補うものとす

一 稼行場の変化のため注意を怠る事能わず之れが為め伍長の稼働率を低下したる時

二 本会々合の為め稼働し能わざる時

三 調査委員会が伍長の努力実績に対し薄謝（災害防止奨励金とす）の必要を認めたる時

第四章 会合

第十二条 本会の事業達成のため例会調査委員会委員会役員会の四種の会合を開催するものとす

第十三条 例会は調査委員会に於て毎月最終金曜日に之を開き会務に付き相談又は討議するものとす

但し他の会合ありし月は之を省くことを得

第十四条 調査委員会は調査委員の会合にして左記の場合開催するものとす

一 第六条の会務のため協議の必要あるとき

二 所長又は会長が会議の目的たる事項を示して本会に請求したるとき

三 会員中より同上の事項を請求し必要ありと認めたるとき

第十五条 委員会は調査並に実行委員の会合にして会務の遂行並に坑内作業上に関する講演併せて係員の親睦を計るを目的とし年数回開催するものとす

第十六条 役員会は役員全部の会合にして調査委員会の決議の結果必要と認めたるとき会長之を召集す

第十七条 以上の各会合に於て会議員定数の三分の二以上出席するにあらざれば討議事

項に対し決議をなすを得ず

第十八条 本会々合の決議事項は凡て所長の承認を得ざれば之が実行の効力を生ぜざるものとす

第十九条 本会々則は調査委員会の決議により第十八条の手続きを経ざれば変更する事を得ず

昭和2年7月15日発行

会則を読んでわかるとおり、災害防止会は役員や労働者の別なく、全員が参加して防災に努めることが書かれている。そのための防災意識として、安全デーを実施したり、災害率減少に対する奨励保安標語ポスターを作成するという記述は興味深い。韓国側の主張を聞くと、高島炭鉱は会社として災害対策をしていなかったかのような印象を受けるが、1927年時点で労働者と一体となって災害防止に努めていたという点は、これまで誰も指摘してこなかったのではないか。

では、こうした災害防止会の設立によって、実際に事故は減少したのであろうか。以下の表は、武居の報告書で掲載されていた、事故発生件数に関する表である。

表2 二子坑坑内災害防止会実績（武居報告書）

	年度別	負傷人員				年末在籍人員	出炭額
		死亡	重傷	軽傷	合計		
防止会設立前	大正10年	6	428	874	1308	975	87,729
	大正11年	9	356	965	1330	565	89,736
	大正12年	2	359	1004	1365	744	88,482
	大正13年	4	513	780	1297	775	101,491
	大正14年	4	378	940	1322	674	110,430
	大正15年	3	297	1019	1319	523	120,248
設立後	昭和2年	1	49	687	737	553	136,625
	昭和3年	2	54	700	756	573	148,880
	昭和4年	0	9	235	244	604	86,500
一ヶ年平均	設立前	5	388	930	1323	209	99,685
	設立後	1	40	572	660	577	152,835

備考：昭和4年度は1月から6月までの集計となる。

重傷者は30日以上休業した者。

昭和4年8月に炭車の衝突による死亡者がでた。

表2を見ると、明らかに事故件数は減少している。特に、重傷者の人数が最大で10分の1まで減っていることは驚愕である。鉱業所側も負傷者が減少し、且つ出炭額も増加したことで、災害防止会の活動の重要性を認識することになったであろう。

二子坑に関する実習報告書では、年度ごとの死傷者数のデータが細かく記されており、これは端島坑の実習報告書ではあまり見られない。1934年の田邊富士雄「高島炭礦二子坑実習」にも死傷者数のデータが詳細に記されている。以下、昭和4年（1929年）以降の

数値を表3で示す。

表3 二子坑内外従業員罷災者数(田邊報告書)

年別	従業員	死亡	重傷	軽傷	計
昭和4年	1095	5	30	579	614
昭和5年	844	3	36	452	491
昭和6年	973	1	123	268	392
昭和7年	972	2	117	380	497

※死亡は即死のみを示す。

武居の報告書(1929年)では、重傷者の定義は休業30日以上であったが、田邊の報告書では「重傷は14日以上休業の者、軽傷は1日以上13日内休業の者」^{註27}となっている。資料がないため断言できないが、この変更は昭和6年(1931年)に採用されたと考えられる。昭和5年までは二子坑における重傷者は30人台であったが、昭和6年に123人、昭和7年に117人と激増している。一方で、軽傷者は579人、452人から268人、380人と減少している。これは、重症者の定義を30日以上休業から14日以上休業の者に変更した結果ではないだろうか。一般的に、軽傷者よりも重症者の方が事故後に受け取る補償金の金額は大きくなる。これは、高島炭鉱の坑夫にとって、有り難い変更であったのではないだろうか。

田邊は昭和8年(1933年)以降の統計も掲載している。表4は二子坑内外の負傷者調べである。なお、表中の「%」は報告書の原文のままの数値である。

表4 二子坑 坑内外 負傷調 1933年度(田邊報告書)

月別	坑内				坑外				合計			
	重傷	軽傷	計	%	重傷	軽傷	計	%	重傷	軽傷	計	%
1	10	21	31	2.16	3	3	6	0.76	13	24	37	1.66
2	10	20	30	2.17	1	4	5	0.63	11	24	35	1.61
3	5	26	31	1.98	2	3	5	0.57	7	29	36	1.47
4	10	21	31	2.03	2	2	4	0.53	12	23	35	1.54
5	9	25	34	1.98	-	3	3	0.37	9	28	37	1.46
6	3	21	24	1.48	1	2	3	0.37	4	23	27	1.11
7	9	21	30	1.87	2	4	6	0.76	11	25	36	1.50
8	8	40	48	2.91	1	5	6	0.89	9	45	54	2.33
9	10	31	41	2.60	-	9	9	1.20	10	40	50	2.15
10	9	35	44	2.63	2	5	7	1.03	11	40	51	2.17
11	3	28	31	1.85	1	2	3	0.45	4	30	34	1.45
12	7	21	28	1.57	-	2	2	0.28	8	22	30	1.20
合計	93	310	403	2.08	15	44	59	0.61	108	354	462	1.59

※坑内重傷者93人のうち3人死亡

重傷は14日以上休業の者、軽傷は1日以上13日内休業の者

表4を見ると、やはり坑内における負傷者が圧倒的に多い。前年である1932年と比較して、重傷者は117人から93人に減少しているが、死者は2人から3人に増えていることがわかる。実は、1933年の統計では、より詳細な表が存在している。以下、表5、表6を記載する。

負傷した個所や休業日数にも注目していることから、二子坑がどれほど事故に関して敏感であったかが窺える。表6を見ると、事故の割合で一番多いのは「その他」で28.5%であることがわかる。2番目に多いのが「落盤」で24.7%、3番目が「炭車」で13.4%となっている。筆者としては、「落盤」が事故原因の一位だと想像していたので、田邊の報告書に記載された結果は意外であった。「その他」がどのような事故内容であったかを調べる必要があるので、今後の課題としたい。表5の負傷部位がその手掛かりになりそうである。「手」と「足」が全体の半分以上を占めていることから、作業中による不注意の事故か、不意の落下などが考えられそうである。

表5 公傷者部位別調 1933年度 (田邊報告書)

月別	頭部	顔面	胴	脚	足	腕	手	計
1	3	4	7	3	8	4	15	44
2	1	6	5	7	14		10	43
3		7	5	8	13	2	14	49
4	3	8	3	7	11		18	50
5	3	5	4	11	8	3	12	46
6	4	3	2	8	6		15	38
7	5	4	6	7	9	1	15	47
8	4	5	10	9	12	2	19	61
9	2	6	5	14	17	3	12	59
10	4	3	7	13	9	1	17	54
11	2	2	5	10	7	3	15	44
12	2	7	2	4	12		9	36
計	33	60	61	101	126	19	171	571
率	5.8	10.5	10.7	17.7	22.1	3.3	29.9	

表6 1933年度公傷者調(田邊報告書)

原因別	坑内					坑外					合計					率
	死亡	14日 以上	3日 以上	1日 以上	計	死亡	14日 以上	3日 以上	1日 以上	計	死亡	14日 以上	3日 以上	1日 以上	計	
落盤または 側壁崩壊	2	30	72	10	114						2	30	72	10	114	24.7
炭車脱線		6	5	4	15		4	5	2	11		10	10	6	26	5.6
炭車 (函粹その他)	1	17	32	10	60				2	2	1	17	32	12	62	13.4
機械			2		2		2	1	1	4		2	3	1	6	1.3
飛石		8	31	12	51				2	2		8	31	14	53	11.5
工具		1	15	2	18			1	1	2		1	16	3	20	4.3
転倒		7	13	2	22		3	5	3	11		10	18	5	33	7.2
墜落								4	1	5			4	1	5	1.1
踏抜		1	6	3	10		1			1		2	6	3	11	2.4
その他		20	85	6	111		5	8	8	21		25	93	14	132	28.5
計	3	90	261	49	403		15	24	20	59	3	105	295	69	462	

※上表は無休者を含まず。

無休者 坑内62人、坑外47人 計109人

次は昭和9年(1934年)度の統計データである。こちらは前年度のものとは違い、年齢別となっている。なお、表中の点線部分は筆者が付け加えた項目と数値である。

表7 坑内負傷者数年齢別調 1934年度(田邊報告書)

	16歳 以上	20歳 以上	25歳 以上	30歳 以上	40歳 以上	45歳 以上	50歳 以上	計
1月	6	3	5	6		1		25
2月	1	5	5	4	3	2		22
3月	2	4	4	5		1		23
4月	3	6	6	5			1	26
5月	1	4	4	4	3			25
6月	4	4	4	5	3	1		23
計	17	26	28	29	9	5	1	144

表7に関して、田邊は「比較的35～40歳の者に罷災者率が多い」^{註28}と指摘している。「分別ある年齢であるが、如何なるものか」という、疑問とも不満とも判別がつかない意見も記されているが、1934年度における年齢別の労働者数を記していないため、具体的な被災率は確認できない。参考となるデータとしては、田邊が実習報告書を執筆した1934年時点と思われる二子坑と端島坑の労働者数が挙げられる。田邊の実習報告書3頁に、日本人労働者は二子坑1120名、端島坑900名で、朝鮮人労働者は二子坑74名、端島坑300名であり、その他の労働者として日本人漁師や農民など300名も炭坑で働いている、と記している。

田邊の報告書から考察すると、二子坑は昭和4年（1929年）から昭和9年（1934年）にかけて、重症者と軽傷者を合わせた負傷者は着実に減少しているという結論に行き着く。年度ごとの従業員数も考慮せねばならないが、大筋はこの考察で問題ないであろう。

最後に、森豊「高島炭礦二子坑報告」（1940年）に記載されている死傷者数の統計を見ていきたい。以下、表8とする。

表8 負傷者・死亡者数調（森報告書）

	坑内	坑外	計
昭和14年 6月	46 (2)	12	58 (2)
7月	36 (1)	13	49 (1)
8月	37	4	41
9月	48 (3)	7	55 (3)
10月	58	12	70
11月	32	8	40
12月	25 (1)	12	37 (1)
昭和15年 1月	23 (2)	19	42 (2)
2月	39 (1)	11	50 (1)
3月	40 (1)	6	46 (1)
4月	35 (1)	10	45 (1)
5月	34 (1)	8	42 (1)
合計	453 (13)	122	575 (13)

※（ ）は死者数を示す。

昭和14年における負傷者千分比は1.852である。

田邊の報告書によると、1933年度における二子坑と端島坑の死者は合計13人、1934年度7月までに8人が死亡しているという。森の報告書では昭和14年（1939年）6月から翌5月までの1年間で二子坑のみで13人の死者を出していることから、死亡事故は増加したと言える。同様に、負傷者数も増えていると言ってよいであろう。しかし、上記の表は従業員の総数が不明であり、死亡率や負傷率が増加しているかは判断がつかない。同時に、日本人と朝鮮人の判別がつかないため、死者数や負傷者数が増加したからと言って、朝鮮人が日本人の代わりに危険な作業場で働いて犠牲になったという韓国側の主張を立証することはできない。例えば、端島炭坑で1941年9月から1945年8月に落盤事故などで44人が死亡したことを示す「保安月報」などの一次史料が残っているが、死亡者のうち15人が朝鮮半島出身者と判明しており、このことから犠牲者は日本人の方が多かったことが立証された。高島炭坑でも類似した史料が発掘されない限り、朝鮮人だけが危険な場所で作業させられて死亡したという論は成り立たない。

次は、坑道の安全対策について見ていきたい。韓国側は日本人証言を用いて、坑道は上下両横から圧力が加わるため、非常に危険であったと主張している。一方で、当時の新聞記事では、安全であることが記されていた。では、実習報告ではどのような記述となっているのであろうか。

最初に、田邊富士雄「高島炭礦二子坑実習」(1934年)を見ていこう。田邊は、当坑(二子坑)は天井の沈降に対応するために天井木積を採用しており、「懸念の要なし」と断言している^{註29}。深部採炭に当たっては、盤圧が大きいためにアーチ枠(レールをアーチ形にして行う支柱法)を使用していることにも触れている。そして、坑内における地圧の方向は様々だが、坑道面に作用する力は面に対して垂直方向に働く「垂直分力」であること。水平な炭層内に坑道を設ける場合、圧力は天盤のみだけでなく側圧や下盤からの圧力も受けるため、枠脚は外方向に向かわせ傾斜をとること。これにより、二子坑では盤膨の大小に応じて3割ないし4割5分の勾配を枠脚につける。3割は岩石内坑道にして、炭層内坑道においては4割から4割5分であることを記して、アーチ枠が如何に強固であるかを説明している。具体的には、耐久性に関しては「木材：鉄張り：アーチ枠」の順番で「1：5：15」と示しており、価格に関しては「1：2：3」となっている。

この点は、武居報告書(1929年)も同様のことを記している。同報告書では、高島鉱業所の副所長で工学士である三田村貞雄が改良した坑道法であり、「極めて良好なる成績を得たり」^{註30}と書いている。

無論、あくまで有効な対策であって、落盤事故などを完全に無くすことは不可能であろう。しかし、二子坑では強固な坑道設置法を開発・改良し、坑夫の安全を少しでも確保しようと努力した形跡が見られる。こうした鉱業所側の努力が労働者にも伝わり、次第に安全性への信頼を獲得していったのではないか。

4-3 端島炭坑の実習報告書

次に端島炭坑の実習報告書を見ていくが、先に端島炭坑実習報告書の特徴を指摘したい。同報告書群では、高島坑(二子坑)報告書と比較して死傷者数に関する統計は少ないが、その代わりに、端島炭坑がこれまでに実行してきた災害防止方法を詳細に記述している点が特徴である。

例えば、濱田邦夫「三菱高島礦業所端島坑実習報告」(1940年)には、端島の各坑は自然発火の災厄が少なくないため、多年の経験と研究の結果を総合して自然発火防止対策を樹立したと書いてある。ガス・炭塵に対しては撒水や噴霧及び岩粉散布を普及させ、これを徹底させる。また、電気・照明・爆薬・機械その他火源となるものの安全性を高めて、使用区域も制限して災害防止に万全を期していると記している。

さらには、坑道の掘進についての注意書きもある。濱田は、坑道が水平の場合、岩石坑道の掘進には発破を用いて手掘りはしないと、沿層坑道には絶対に発破を使用しないと記述している。斜坑の場合は昇り向掘進を採用して削岩、発破、支柱、通気などは水平の場合に準じると説明する。昇坑道を柱を打って二分し、一方を研(ホウ)下し坑道とし、一方を通気並びに人道に使用する。昇口にポケットを作り、硬を炭車に直接入れる。孔を作る時の足場としては、鉄製の伸縮可能な梁と一寸松枝を使用して作る。このように事細かに記述し、作業場で安全を確保するための知識や方法を述べている^{註31}。

そのうえで濱田は、「落盤は割に少ない」と結論を述べている。圧迫によって支柱が折損した場合、支柱法規格により切上仕繰を行う。支柱間隔1M、梁と梁を接近させる。その間を小成木で天井と三本以上で連ぐ。充填面と炭壁との間隔を3M以下に制限すると落盤はおこりにくくなる。近頃は落盤による負傷者が少なく、その成果を濱田は支柱規格

及び充填法規格の実施によるものと考えている。ここでも、二子抗実習報告書と同様に、落盤が少ないことを挙げて^{註32}。

濱田は他にも、運搬による変災の防止法も記載している。運搬作業員の指導訓練を徹底させて、工作係員は毎日、ロープ、コース（ロープの先）を調査する。軌道は電車坑道にては時々タイピングを行い、確認作業を怠らないことを説いている。電気及びその他による変災にも触れており、電気設備は技術管理者の許可を受け、保安上絶対的安全な個所に設置することが書かれている。機械座付近は絶対に燃焼物を置かないようにして、消火器などを備えつけている。修理その他を電工の独断でさせない。以上のことを守っているため、電気による変災はないと断言している。

そして、韓国側も指摘している、ガス爆発に関する説明も行っている。濱田によると、炭坑爆発の元凶はメタンガスを主成分とするガスであるとして、二つのガス検査法が端島で行われていることを説明する。ひとつは、安全燈による確認（火の大きさや揺れでガスを目測）である。直筆の絵を用いて、どのくらいの火の大きさや揺れで安全を判断するかを記している^{註33}。

もうひとつは、理研ガス干渉計による予防である。濱田は、端島炭坑ではA型1台、B型2台があり、発破個所のガス検査は特に厳重にチェックしていると記述している。

そして、炭塵爆発防止法も記載しており、炭塵爆発の要素には危険炭塵の存在と点火の二つがあることを説明している。火気に注意することは勿論であるが、炭塵の堆積をなくすようにすることも重要で、清掃して坑外へ搬出することも爆発の予防になるという。清掃だけでは安全は確保されないので、同時に炭塵が爆発できない状態にする予防が端島では講じられていたようである。この方法には湿式（撒水法）と乾式（岩粉散布法）の2種類が存在し、前者は幕状の噴霧器を取り付けて噴霧させて炭塵の飛散を防ぐ。また、坑道などに炭塵が集積した場合は水ホースで対応する。後者は九州産業セメント会社のものを採用し、1袋400gを1か月で1000袋使用しているという。まさに、どうすれば安全を確保できるかを詳細に記述した報告書となっている。

濱田は1939年度の月別負傷者数の統計も出しているので、表9として掲載する。

1939年時点の端島では、落盤よりも運搬の時に負傷する者が多いことがわかる。そして、実際に電気による負傷者は一人もいなかったことが表から読み取れる。

濱田は自然発火に関する項目も設けているが、自然発火の原因は諸説あり、特定が難しいとしている。それでも、過去の経験から色々と職場内で意見を出し合い、自然発火は不十分な通気による炭の酸化熱が蓄積して増大し、発熱の原因となると仮定して、様々な対策を施していると記している^{註34}。例として挙げると、ガス・炭塵に対しては撒水や噴霧及び岩粉散布を普及させ、これを徹底させる。また、電気・照明・爆薬・機械その他火源となるものの安全性を高めて、使用区域も制限して災害防止に万全を期していることも説明している。安全確保のために会社側も労働者側も知恵を出し合っている様子が窺える。自然発火に関しては、大正元年からの記録があるようで、濱田も自然発火件数を表にしている。表10が端島における自然発火の件数を示している。

表10を見ると、年度によって自然発火の件数に差があり、本当に発火原因が突き止められていなかったことが窺える。

表9 1939年度月別負傷者調査表（濱田報告書）

月	落盤	運搬	電気	負傷数	千人当
1	4	12	0	28	1.33
2	5	10	0	36	1.75
3	10	9	0	37	1.53
4	9	9	0	42	1.94
5	8	6	0	36	1.57
6	8	8	0	41	1.92
7	10	9	0	39	1.85
8	13	10	0	61	2.79
9	8	11	0	47	2.12
10	10	11	0	60	2.81
11	?	6	0	43	1.94
12	3	13	0	40	1.65
計	95	114	0	510	1.94

表10 端島炭坑における自然発火数（濱田報告書）

年度	大正1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
回数	2	5	×	×	×	2	1	3	0	1	1	1	6	1	11
炭 12尺	0	0				0	1	2	0	0	1	1	2	1	8
層 1丈	2	3				0	0	1	0	0	0	0	4	0	1
別 5尺	0	2				2	0	0	0	1	0	0	0	0	2

昭和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	計
2	2	5	1	6	11	5	8	1	94
2	2	5	1	4	5	4	4	1	43
0	0	0	0	2	4	1	2	1	21
0	0	0	0	0	2	0	1	0	10

数字は原文ママ

伊藤讓輔「高島礦業所端島坑実習報告」(1942年)でも、自然発火のことが記されている。端島坑は自然発火が起りやすい場所であると認めるが、昭和10年(1935年)4月の自然発火によるガス爆発事故以来、近年は自然発火の事故がほとんどないと指摘する^{註35}。これは、伊藤の報告書を読む限り、3か月経過した沿層坑道を密閉する(一定間隔[四間毎]でダム[土堤]を作り、爆破に対して密閉門を吹き破られないようにする)対策を徹底しているためと思われる。

その他の災害としては、落盤などの自然災害よりも不注意による災害死亡が多い、と指摘している。この原因は近年の坑内夫の素質低下と未熟練者が多いため、と伊藤は考えている。これは、労務動員で来た朝鮮人労働者のことを指している可能性もあるが、確証はない。

新川一雄「三菱礦業株式会社高島礦業所端島坑」（1943年）も同じく自然発火のことを記しており、端島坑は自然発火の恐れがあるため、払風量150m³（立法メートル）/min以上を通すことは危険とされている、と説明している。そのため、坑内がいくら暑くとも、風量を増加することは安全面を考えると躊躇われるのだという^{註36}。

以上、端島坑に関する実習報告書を紹介したとおり、二子坑と比べて災害防止に関する説明に力点が置かれていることがわかれると思う。

5、結びに代えて

韓国側は納屋制度を強調して、高島と端島が終戦まで「地獄島」であったかのように言っているが、大正時代以降の社会情勢と炭鉱における技術改革の点を踏まえると、戦時期においても坑夫虐待が日常的に行われていたと主張するのは無理がある。当時の新聞記事を見れば、高島炭鉱は明治の坑夫虐待事件を反省し、炭鉱労働者に配慮した「極楽島」とまで言われるまで改善した。この点は数々の実習報告書も記しており、医療や防災、保険、福祉、娯楽が行き届いていたことがわかる。もしかしたら、朝鮮人は差別によって恩恵を得られなかったと主張する人々もいるかもしれないが、1935年6月8日の『長崎新聞』には、高島と端島に在住している350人以上の朝鮮人坑夫のための親睦会が計画されている記事が掲載されている。一方で親睦会を計画しながら、他方では福祉や娯楽を与えないというのは辻褄が合わない。

また、高島炭鉱は日本で最も危険な炭鉱であったと強調しているが、高島も端島も災害を減らすために試行錯誤を繰り返し、少しでも事故を減らそうと相当の努力をしていた。確かに、高島炭鉱は地層的には落盤の起こりやすい場所であっただろう。しかし、その点のみに注目して、だから高島炭鉱は「地獄島」だったという指摘は妥当ではないと筆者は考える。高島炭鉱所は当時において最新の科学技術を用いて、防災に全力を挙げていた。このことは複数の実習報告書から明らかである。防災方法の確立だけでなく、従業員全体の意識改革も行ったことによって、事故数や死傷者数は確実に減少した。その実績は本稿の「2-2 韓国側からの高島炭鉱批判（2019年）」でも紹介した、1944年1月の石炭統制会のデータからも読み取れる。地盤が脆いと指摘されている炭鉱の業務上死傷病率が全国平均を下回ったという事実はむしろ、高島炭鉱の企業努力を評価してしかるべきではないだろうか。戦時期の高島炭鉱を語るのであれば、このような事実にも目を向け、総合的な考察によって判断すべきである。

韓国と日本の左派たちは世界遺産に登録された高島炭鉱の「負の遺産」も直視し、特に朝鮮人の人権を侵害した「圧制の山」であったことを認めよ、と主張している。しかし、彼らは1887年の高島炭鉱坑夫虐待事件だけを殊更に取り上げ、その後の高島炭鉱も含めた日本の鉱業界における組織改革や運営改善には目を向けようとせず、古い知識と偏見で歴史を見ているに過ぎない。納屋頭が戦時期まで絶対的権力を保持して坑夫たちを暴力で支配していたという論理が破綻している以上、朝鮮人の強制連行や強制労働は再考の必要があるだろう。

(2021年)は日本語版が作成されておらず、本稿では崔碩榮氏による翻訳を基にして執筆しました。この場をお借りして御礼申し上げます。

註

- 1 日帝強制動員被害者支援財団『高島炭鉱での朝鮮人強制動員の実態』原著2019年、日本語版2023年、11頁
- 2 竹内康人『調査・朝鮮人強制労働①炭鉱編』社会評論社、2013年、281頁
- 3 『高島炭鉱での朝鮮人強制動員の実態』、12頁
- 4 同上、14頁
- 5 同上、30頁
- 6 同上、52頁～53頁
- 7 同上、57頁
- 8 同上、58頁～59頁
- 9 同上、38頁、47頁
- 10 同上、49頁
- 11 同上、50頁
- 12 産業遺産国民会議による韓国人証言の検証は、以下の「軍艦島の真実」というサイトから確認できる。<https://www.gunkanjima-truth.com/l/ja-JP/article/tag/%E6%9B8%E7%B1%8D%E3%81%B8%E3%81%AE%E5%8F%8D%E8%AB%96>
- 13 日帝強制動員被害者支援財団『日本の近代産業施設 朝鮮人強制動員被害の実態』2021年、44-45頁
- 14 田中直樹『近代日本炭礦労働史研究』草風館、1884年、191-209頁
- 15 同上、408頁
- 16 市原亮平・田中光夫「炭鉱納屋制度の崩壊(一)」(所収：日本労働協会編『日本労働協会雑誌』No.62)、1964年、14頁
- 17 市原亮平・田中光夫「炭鉱納屋制度の崩壊(二)」(所収：日本労働協会編『日本労働協会雑誌』No.64)、1964年、30頁
- 18 市原亮平・田中光夫「炭鉱納屋制度の崩壊(三)」(所収：日本労働協会編『日本労働協会雑誌』No.65)、1964年、17頁
- 19 田中前掲書、403頁
- 20 同上、414～415頁
- 21 同上、428頁
- 22 『高島炭鉱での朝鮮人強制動員の実態』、50頁
- 23 竹内、前掲『調査・朝鮮人強制労働①炭鉱編』、265～266頁
- 24 竹内康人『朝鮮人強制労働の歴史否定を問う』社会評論社、2024年、57頁
- 25 前川雅夫編『炭坑誌—長崎県石炭史年表』葦書房、1990年、282～283頁、309頁
- 26 池上重康「日本近代鉱業系企業社宅街に関する基礎的研究」(所収：一般財団法人住総研編『住宅総合研究財団研究論文集』No.33)、2027年、229頁
- 27 田邊富士雄「高島炭礦二子坑実習」東京大学、1934年、167頁
- 28 同上、169頁
- 29 同上、78頁
- 30 武居不美丸「三菱鉱業株式会社高島鉱業所二子坑実習報告」東京大学、1929年、「坑内構造」9頁
- 31 濱田邦夫「三菱高島礦業所端島坑実習報告」東京大学、1940年、7頁
- 32 同上、42頁
- 33 同上、43頁
- 34 同上、45頁
- 35 伊藤讓輔「高島礦業所端島坑実習報告」東京大学、1942年、46頁
- 36 新川一雄「三菱鉱業株式会社高島礦業所端島坑」東京大学、1943年、110頁